

【資産活用委員会】積水部会「資産防衛研修会」
「税理士業務に影響を及ぼす民法改正
と税理士が今なすべき事項」

平成29年6月6日(火)

開催致しました。

講師 弁護士 江口正夫先生

於：TKC東京本社2F研修室

【研修のポイント】

- 120年ぶりの債権法に関する抜本的な民法改正案について
- 債権の遅延損害金等計算する際の法定利率はこれまでの固定利率制から固定する変動利率制に移行
- 債権の消滅時効の期間変更、職業別短期消滅時効制度は廃止債権について
- 協議することを書面とすることによる時効完成猶予制度の創設について
- 売買や賃貸借等の契約ルールが大きく変更され、契約関係についての多くの実務の変化について
- 税理士が業務を遂行される際に、また関与先にアドバイスする上で必要となる改正法の知識とその対策について



研修風景



講師 弁護士 江口正夫先生



笹本秀文資産活用委員長
御挨拶



小林憲史積水部会長
開会挨拶

参加者：42名
会員/職員



太田勝久担当副会長
閉会挨拶